

前期申請者の方へ：後期授業料免除の申請が必要かどうかの確認方法

前期申請者は**全員「前後期同時申請（通年申請）」**として受け付けています。

したがって、**前期に申請していれば、後期分も自動的に申請済みとなっています。**

ただし、次のいずれかに該当する場合は、**後期分の申請は自動的に取り消されます：**

- ・ 10 月以降、後期に学籍が変わる場合（博士に進学、転学部等）
- ・ 10 月から修学支援新制度の支援対象外となった場合

これらに該当し、後期も免除を希望する場合は、後期の申請期間に**新規申請**が必要です。

また、以下「再申請が必要なケース」に該当する場合は後期の申請期間に**再申請**が必要です。

再申請 が必要なケース	・ 前期申請時（4 月 1 日現在）と後期申請時（10 月 1 日現在）で申請内容（家族状況・就学状況・家計状況・本人住所等）に変更がある場合 - 例 1）各種プログラム採用に伴い奨励金・卓越 RA 等の受給が決定した - 例 2）前期申請時に未決定だった奨学金の受給が、後期基準日までに決定した（留学生のみ） - 例 3）前期申請後に授業料免除担当から再申請するよう指示があった
後期新規申請 が必要なケース （再申請不可）	・ 10 月から在籍課程が変わる場合（例：9 月修士修了で 10 月博士進学） ・ 10 月から転学部・転研究科等により、学生証番号が変わる場合 ・ 学部学生で 10 月から修学支援新制度の支援対象外となる、又は 9 月までに修学支援新制度の支援が終了する場合 ※ただし、前期に「東大独自の授業料免除」に申請していた場合を除きます。

上記のいずれにも該当しない方は、**後期分の申請手続きは不要です。**

ただし、**前期の審査結果がそのまま後期分に適用されるわけではなく、後期分もあらためて審査されます。**

後期分の申請状況は、**UTAS 上で 11 月初旬頃に反映予定**です。

また、**後期分の授業料免除の結果は 1 月中旬に通知されますので、必ずご確認ください。**

■前期に授業料免除の申請を行ったかどうか分からない場合

学務システム（UTAS）にログインし、以下の手順で確認してください：

「学生情報」>「学生情報参照」>「授業料免除・学費納入状況」欄

※確認方法の詳細は 2 ページ以降を参照してください。

■後期の申請を希望しない場合（辞退）

前期に授業料免除を申請しており、後期の申請を希望しない場合は、以下のフォームを提出してください。

<https://forms.office.com/r/33F0Db6kEF>

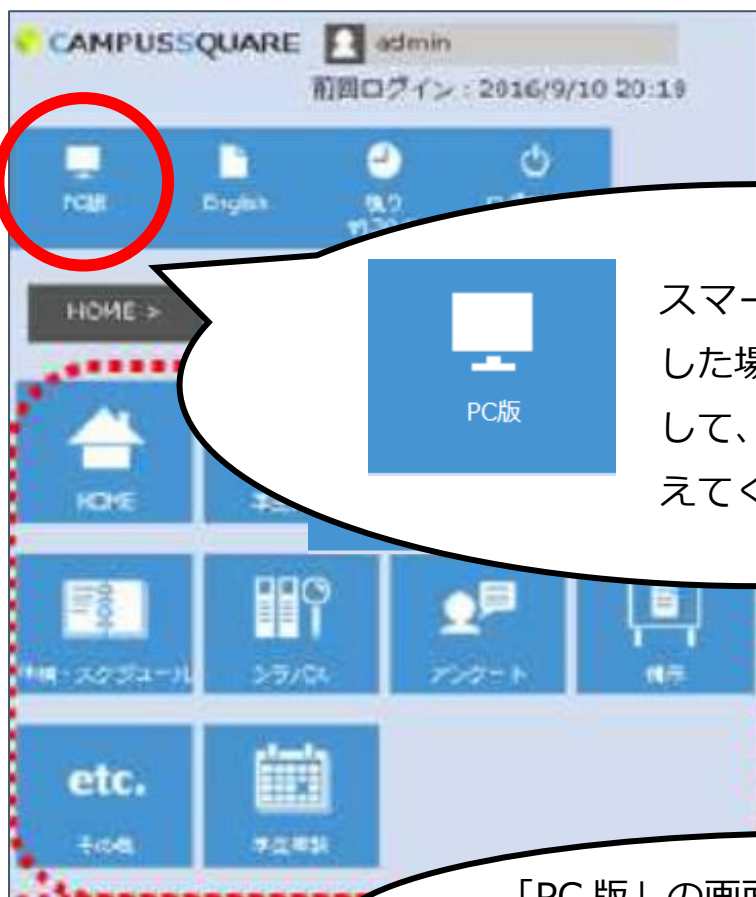
※UTokyo Account の認証が必要です。

前期に授業料免除申請を行ったかどうかを確認する方法について

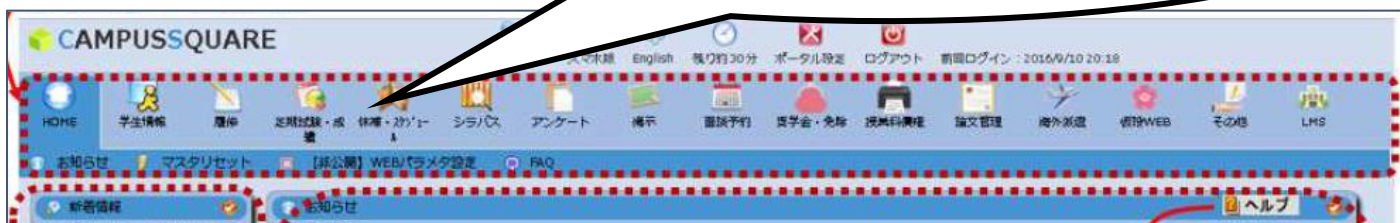
* 学務システム UTAS URL : <https://utas.adm.u-tokyo.ac.jp/campusweb/>

「PC 版の画面」で確認してください。スマートフォンを使用してログインする場合でも、「PC 版の画面」に切り替えてから、閲覧してください。

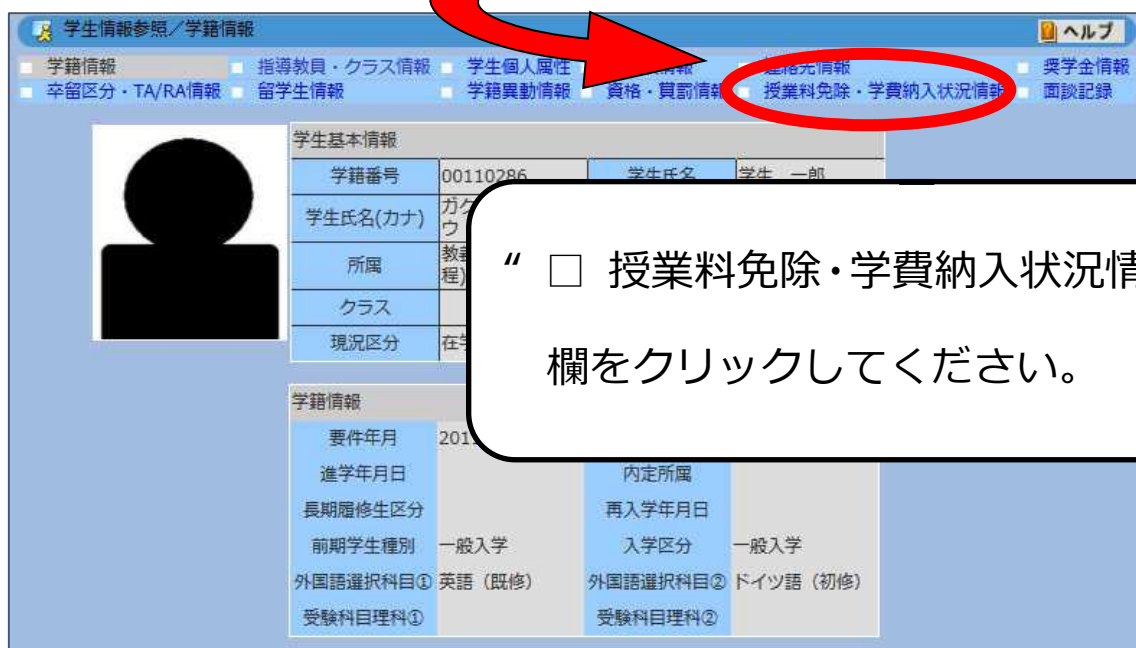
【スマホ版のトップ画面】



「PC 版」の画面に切り替えた後の流れは、次ページを参照してください。



トップ画面からログイン後（PC 版）



授業料免除			
年度	学期	免除区分	免除額
2025年度	前期	申請中	0
2024年度	後期	全額免除	260400
2024年度	前期	不許可	0

学費納入状況			
年度	学期	納入状況	納入額

2025 年度前期の免除区分に「**全額免除**」「**半額免除**」「**不許可**」等が記載されていれば、前期に申請しています。学籍又は修学支援新制度の支援対象に変更が無ければ、通年申請のため後期も申請済みです。（後期の申請状況の反映は 11 月初旬頃を予定しています。）

2025 年度前期の免除区分に「**取消**」と表示されている場合は、辞退により申請が取り消されています。よって、後期に免除を希望する場合は、新規申請が必要です。